

2 訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅰ)	事業対象者・要支援Ⅰ・ 2(週1回程度)			1,168	1月につき
A2	1113	訪問型独自サービスⅠ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		818	
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一				事業所と同一建物の利用者又はこ れ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 × 90%	1,051	
A2	1115	訪問型独自サービスⅠ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		736	
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割					38	
A2	2113	訪問型独自サービスⅠ日割・初任	事業対象者・要支援Ⅰ・ 2(週1回程度)		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		27	1日につき
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一				事業所と同一建物の利用者又はこ れ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 × 90%	34	
A2	2115	訪問型独自サービスⅠ日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		24	
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ					2,335	
A2	1213	訪問型独自サービスⅡ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		1,635	
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一	事業対象者・要支援Ⅰ・ 2(週2回程度)			事業所と同一建物の利用者又はこ れ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 × 90%	2,102	1月につき
A2	1215	訪問型独自サービスⅡ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		1,472	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割					77	
A2	2213	訪問型独自サービスⅡ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		54	
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一				事業所と同一建物の利用者又はこ れ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 × 90%	69	
A2	2215	訪問型独自サービスⅡ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		49			
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅲ)	事業対象者・要支援Ⅱ (週2回を超える程度)			3,704	1月につき
A2	1323	訪問型独自サービスⅢ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		2,593	
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一				事業所と同一建物の利用者又はこ れ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 × 90%	3,334	
A2	1325	訪問型独自サービスⅢ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		2,334	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割					122	
A2	2323	訪問型独自サービスⅢ日割・初任	事業対象者・要支援Ⅱ (週2回を超える程度)		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		85	1日につき
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一				事業所と同一建物の利用者又はこ れ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 × 90%	110	
A2	2325	訪問型独自サービスⅢ日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		77	
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ					266	
A2	2413	訪問型独自サービスⅣ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		186	
A2	2414	訪問型独自サービスⅣ・同一	ニ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅳ)	事業対象者・要支援Ⅰ・ 2(週1回程度)		事業所と同一建物の利用者又はこ れ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 × 90%	239	1回につき
A2	2415	訪問型独自サービスⅣ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		167	
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ					270	
A2	2513	訪問型独自サービスⅤ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		189	
A2	2514	訪問型独自サービスⅤ・同一				事業所と同一建物の利用者又はこ れ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 × 90%	243	
A2	2515	訪問型独自サービスⅤ・初任・同一	ホ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅴ)	※1月の中で全部で5回から8回まで 事業対象者・要支援Ⅰ・ 2(週2回程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		170	1月につき
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ					285	
A2	2623	訪問型独自サービスⅥ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		200	
A2	2624	訪問型独自サービスⅥ・同一				事業所と同一建物の利用者又はこ れ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 × 90%	257	
A2	2625	訪問型独自サービスⅥ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		180	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型 サービス費 (独自) (短時間サ ービス)	事業対象者・要支援Ⅰ・ 2(20分未満)			165	1回につき
A2	1413	訪問型独自短時間サービス・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		116	
A2	1414	訪問型独自短時間サービス・同一				事業所と同一建物の利用者又はこ れ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 × 90%	149	
A2	1415	訪問型独自短時間サービス・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		104	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算					所定単位数の 15% 加算	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算		1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算		1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事 業所加算			所定単位数の 10% 加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10% 加算		1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10% 加算		1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者への サービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算		1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5% 加算		1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算			200 単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100 単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200 単位加算	200	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算			
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算			
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算			
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算			

※合成単位数については、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。